

令和5年2月27日開会

盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会議録

盛岡北部行政事務組合議会

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| ◎開会・開議の宣告          | 3  |
| ◎会議録署名議員の指名        | 3  |
| ◎会期の決定             | 3  |
| ◎諸般の報告             | 3  |
| ◎議案第1号～第13号の提案理由説明 | 5  |
| ◎議案第1号～第13号の内容説明   | 5  |
| ◎議案第1号の質疑、討論及び表決   | 15 |
| ◎議案第2号の質疑、討論及び表決   | 15 |
| ◎議案第3号の質疑、討論及び表決   | 16 |
| ◎議案第4号の質疑、討論及び表決   | 16 |
| ◎議案第5号の質疑、討論及び表決   | 17 |
| ◎議案第6号の質疑、討論及び表決   | 17 |
| ◎議案第7号の質疑、討論及び表決   | 18 |
| ◎議案第8号の質疑、討論及び表決   | 18 |
| ◎議案第9号の質疑、討論及び表決   | 18 |
| ◎議案第10号の質疑、討論及び表決  | 19 |
| ◎議案第11号の質疑、討論及び表決  | 19 |
| ◎議案第12号の質疑、討論及び表決  | 20 |
| ◎議案第13号の質疑、討論及び表決  | 26 |
| ◎発議案第1号の提案理由説明     | 26 |
| ◎発議案第1号の質疑、討論及び表決  | 27 |
| ◎閉会・閉議の宣告          | 27 |

| 令和5年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会会議録  |           |                     |            |          |          |            |
|--|-----------|---------------------|------------|----------|----------|------------|
| 告示年月日  | 令和5年1月26日 |                     |            |          |          |            |
| /  |           |                     |            |          |          |            |
| 招集年月日  | 令和5年2月27日 |                     |            |          |          |            |
| 招集の場所  | 八幡平市役所議場  |                     |            |          |          |            |
| 開閉会の日時<br>及び宣告   | 開会        | 令和5年2月27日<br>14時00分 |            |          | 議長       | 福士範美       |
|  | 閉会        | 令和5年2月27日<br>15時59分 |            |          | 議長       | 福士範美       |
| 開議の月日  | 2月27日     | 開議14時00分            |            |          | 散会15時59分 |            |
| 応招（不応招）<br>議員及び出席<br>並びに欠席議員<br><br>出席13名<br>欠席0名<br>欠員0名<br><br>凡例<br>○ 出席を示す<br>▲ 欠席<br>× 不応招<br>公▲ 公務欠席 | 議席<br>番号  | 議員氏名                | 出欠席<br>の有無 | 議席<br>番号 | 議員氏名     | 出欠席<br>の有無 |
|  | 1         | 工藤健一                | ○          | 10       | 姉帯春治     | ○          |
|  | 2         | 大畑正二                | ○          | 11       | 武田光清     | ○          |
|  | 3         | 外山一則                | ○          | 12       | 福士範美     | ○          |
|  | 4         | 齋藤隆雄                | ○          | 13       | 松山宗治     | ○          |
|  | 5         | 工藤多弘                | ○          |          |          |            |
|  | 6         | 井上辰男                | ○          |          |          |            |
|  | 7         | 立花安文                | ○          |          |          |            |
|  | 8         | 近藤 聖                | ○          |          |          |            |
|  | 9         | 山崎邦廣                | ○          |          |          |            |

|  |                     |       |           |       |
|--|---------------------|-------|-----------|-------|
| 会議録<br>署名議員                              | 4                   | 齋藤隆雄  | 5         | 工藤多弘  |
| 地方自治法第<br>121条により<br>説明のため出席<br>した者の職・氏名 | 管理者<br>八幡平市長        | 佐々木孝弘 | 事務局長      | 工藤紀之  |
|  | 副管理者<br>岩手町長        | 佐々木光司 | 事務局長補佐兼係長 | 本堂清寿  |
|  | 副管理者<br>葛巻町長        | 鈴木重男  | 事務局長補佐兼係長 | 伊藤信幸  |
|  | 副管理者(代理)<br>盛岡市環境部長 | 小原勝博  | 係長        | 田中アサ子 |
|  | 副管理者<br>八幡平市副市長     | 田村泰彦  | 係長        | 瀧澤麻紀  |
|  | 会計管理者<br>八幡平市会計管理者  | 阿部春美  |           |       |
|  |                     |       |           |       |
| 議事日程                                     | 別紙のとおり              |       |           |       |
| 会議に付した事件                                 | 別紙議事日程に同じ           |       |           |       |
| 会議の経過                                    | 別紙のとおり              |       |           |       |

(開会14:00)

### ◎開会・開議の宣告

#### 議 長 (福士範美君)

ただ今から、令和5年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。ただ今の出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### 議 長 (福士範美君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、当組合議会会議規則第49条の規定により、当職から指名いたします。

会議録署名議員には、4番、齊藤隆雄君、5番、工藤多弘君を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### 議 長 (福士範美君)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

「異議なし」と認め、よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程はお手元に配布してありますので、ご了承願います。

### ◎諸般の報告

#### 議 長 (福士範美君)

日程第3、「諸般の報告」を行います。

なお、例月現金出納検査並びに定期監査の結果報告については、第1回定例会資料と共に、配布をもって報告といたします。

続いて、管理者より報告を求めます。管理者、佐々木八幡平市長。

#### 管 理 者 (佐々木孝弘君)

議員各位におかれましては、日頃から、当組合の業務運営に格別なるご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、心から感謝申し上げます。

それでは、令和5年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会にあたりまして、昨年10月25日開催の令和4年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会以降の当組合の主な動きについてご報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理施設の状況についてですが、本年度に計画をした修繕、委託業務については全て順調に推移しております。

次に、本年1月末までのし尿処理状況でございますが、昨年同期と比較いたしますと、生し尿は、件数では112件増加しておりますが、搬入量で145キロリットルの減、浄化槽汚泥は555キロリットル、件数でも36件減少しております。し尿全体では700キロリットル減の25,092キロリットルとなっている状況でございます。

し尿処理事業の状況は、人口減少や水洗化等の社会的要因による搬入量の減少や施設の維持管理費の増加等、課題が山積しておりますが、組合といたしましては、安定した、し尿処理事業を継続するために構成市町と連携を図りながら施設運営に努めて参る所存でございます。

次に、介護保険事業についてご報告いたします。

本年1月末現在における管内の第1号被保険者数は17,821人、前年同期と比較しますと120人の減、要介護認定者数も79人の減となっており、介護サービス利用者数も53人減少となっております。

介護給付費を見てみますと、12月利用分までの介護給付費総額は、54億5,912万円となっており、前年同期と比較しますと、8,182万円の減となっております。

1か月あたりの平均給付費は、5億4,591万円となっており、前年同期と比較し、818万円の減となっております。

今年度の給付費につきましては、管内介護事業所における新型コロナウイルス感染症の影響などにより、通所系サービスにおける利用者数の減少や、管内、介護療養型医療施設の廃止などに伴う施設介護入所者の減少が給付費減の要因と考えておりますが、日常生活全般に介護が必要な要介護3以上の利用者の割合が増加傾向となっておりますことから、今後も給付費の推移を見極めながら、介護保険事業の運営を行ってまいります。

また、来年度の令和5年度は、第9期介護保険事業計画の策定年度でございます。介護サービス等提供見込量の算出に伴う、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するため、構成市町の協力を得ながら、日常生活圏域ニーズ調査及び意向調査を11月に実施し、現在集計作業を進めているところでございます。

介護保険制度は、その創設から22年が経過いたしました。介護保険制度が持続可能な制度として維持していくため、財源確保など国への要望等と併せ、

引き続き構成市町と連携を図りながら介護保険事業運営に努めて参る所存でございます。

本日の定例会には、条例制定、当初予算など、合わせて13件の議案をご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

#### 議 長（福士範美君）

以上で、「諸般の報告」を終わります。

#### ◎議案第1号～議案第13号の提案理由説明

#### 議 長（福士範美君）

この際お知らせいたします。介護保険事業に関する議案審議、議案第11号、議案第13号については、関係市町の議員による議決となりますことから、盛岡市を除く議員により質疑、討論及び表決を行います。

このことから、申し合わせ事項により盛岡市選出の議員は、議席に残ったままで、議席の氏名標を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第4、議案第1号「令和4年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第16、議案第13号「令和5年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、田村八幡平市副市長。

#### 副管理者（田村泰彦君）

ただいま議長から上程いただきました議案13件の提案理由につきまして、それぞれの議案に記載のとおりでございます。なお、内容につきましては事務局長をしてご説明申し上げますのでご審議いただきまして、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎議案第1号～議案第13号の内容説明

#### 議 長（福士範美君）

提案理由の説明が終わりました。議案第1号から議案第13号までの内容説明を求めます。工藤事務局長。

#### 事務局長（工藤紀之君）

議案第1号、「令和4年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第3号)」

の専決処分に関し承認を求めることについて」、の内容をご説明いたします。  
補正予算書、1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,566万8千円にしようとするものでございます。

初めに、歳出について、ご説明いたします。歳入歳出補正予算事項別明細書7ページをお開き願います。

2款1項1目「一般管理費」5万円及び、3款1項1目「清掃総務費」17万5千円は、人事院勧告に準じた、給料月額、勤勉手当及び期末手当の改正に伴う職員人件費の補正となります。

次に歳入でございますが、6ページに戻っていただき、1款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」22万5千円は、組合職員の職員手当等として、構成市町からの負担金を増額しようとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議案第2号、「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」の内容をご説明いたします。

令和5年3月31日をもって解散する、岩手県沿岸知的障害児施設組合を、岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、及び同年4月1日に、盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を、岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに関し、岩手県市町村総合事務組合規約において所要の整備をしようとするものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議案第3号、「盛岡北部行政事務組合個人情報の保護に関する条例」の内容をご説明いたします。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、新たに「盛岡北部行政事務組合個人情報の保護に関する条例」を制定しようとするものでございます。

「条例制定の背景」についてでございますが、これまで、個人情報の取扱いは、民間の事業所を対象とした「個人情報の保護に関する法律」、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律及び地方公共団体を対象とした「個人情報保護条例」が

あり、対象ごとに別々に規定されておりました。

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで別々でありました個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることとなり、制度全体の所管も「国の個人情報保護委員会」に一元化されました。なお、改正された「個人情報の保護に関する法律」の施行日は、本年4月1日となっております。

本条例の概要でございますが、議案第3号に添付しております「資料」にてご説明いたします。

改正法の施行に伴う、本組合の対応でございますが、個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、現行の「盛岡北部行政事務組合個人情報保護条例」を廃止し、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法の施行に関し、法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとして、新たに「盛岡北部行政事務組合個人情報の保護に関する条例」を制定するものです。

条例で定める事項といたしましては、1として、「定義」、条例では第2条となりますが、「組合の機関」は、現行の「盛岡北部行政事務組合個人情報保護条例」における実施機関から「議会」を除いたものとなります。議会は、改正法における個人情報保護制度の対象外とされていることから、本条例では、組合の機関として、組合管理者と監査委員を規定しております。

2として、「開示請求に係る手数料等」についてです。条例では第3条となりますが、内容的には、現行条例と同様です。開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用などは負担する旨を規定しております。

3として、「盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問」についてです。

個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合などに、審査会への諮問ができると、規定するものです。

また、現行条例に罰則規定がございましたので、現行の条例廃止に伴う経過措置として、附則において定めております。

なお、本条例の施行期日は、「個人情報の保護に関する法律」の改正法と同じく、「本年4月1日」を予定しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議案第4号、「盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の内容をご説明いたします。

議案第4号に添付しております「資料」をご覧ください。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、「盛岡北部行政事務組合個人情報保護条例」を廃止するため、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、1の審査会の調査審議事項でございます。

審議事項につきましては、現行条例では、「盛岡北部行政事務組合情報公開条例第20条による諮問」と、「盛岡北部行政事務組合個人情報保護条例第35条による諮問」の2つの事項となっておりますが、改正後は、

- 1 「盛岡北部行政事務組合情報公開条例第20条による諮問」、
- 2 「情報公開制度の運営に関する事項」、
- 3 「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項による諮問」、
- 4 「盛岡北部行政事務組合個人情報の保護に関する条例第4条の規定による諮問」、
- 5 「盛岡北部行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問」

の5つの審議事項に改正するものです。

また、審査会の委員及び任期、罰則につきましては、現行条例と同様の規定となります。

なお、本条例の施行期日は、本年4月1日を予定しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議案第5号、「盛岡北部行政事務組合職員の降給に関する条例」の概要について内容をご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

当組合の人事関係の給与及び定年関係等に関する条例につきましては、八幡平市の条例を準用しておりますことから、制定内容といたしましては、降給の種類、降格の事由、降号の事由及びこれらの通知方法については、八幡平市職員の降給に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることとしているものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しているものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議案第6号、「盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、適用される地方公務員法の条項について、改正後の条項に改めるものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議案第7号、「盛岡北部行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、適用される地方公務員法の各条項について、改正後の各条項に改めるものでございます。

また、本条例につきましては、八幡平市職員の定年等に関する条例を準用しており、主な改正内容は、別紙議案第7号資料のとおりとなります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議案第8号、「盛岡北部行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、適用される地方公務員法の各条項等について、改正後の条項等に改めるものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

議案第9号、「盛岡北部行政事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

議案第9号の資料で改正の内容を説明いたします。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を全部改正とすることとしており、この審査会条例の附則で、盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例を廃止することとしております。

このことから、情報公開・個人情報保護運営審議会の会長及び委員の報酬を規定している、第2条第1項第5号を削るものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議案第10号、「令和4年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算（第4号）」につきまして、主な内容をご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ325万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,241万5千円にしようとするものであります。

4ページをお開き願います。本表は補正予算、第2条に規定する債務負担

行為となります。令和5年度からの事業執行に向けて今年度中に契約準備を進める必要があることから設定しようとするものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

初めに、歳出の主なものについて、ご説明いたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページをお開き願います。

中段、3款1項2目「し尿処理費」10節「需用費」311万5千円は、消耗品費の薬品類の使用量精査及び入札による単価の減額によるもの、燃料費及び修繕料につきましても、使用量や事業精査により、それぞれ減額しようとするものでございます。

12節「委託料」634万6千円は、当初予測しておりました、し尿収集搬入量が減少する見込みにより、し尿収集運搬委託料を減額、それ以外の委託料についても、入札減等により、それぞれ減額しようとするものでございます。

4款1項1目「介護保険総務費」18節「負担金、補助及び交付金」263万1千円は、人事異動等に伴う派遣職員人件費負担金でございます。

27節「繰出金」332万1千円は、低所得者保険料負担軽減対象者の人数増に伴う介護保険特別会計への繰出金で、合わせて595万2千円を増額補正しようとするものでございます。

次に歳入の主なものについて、ご説明いたします。

戻っていただき、7ページをお開き願います。1款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」340万2千円は、歳出予算の経常経費の精査により、減額補正しようとするものでございます。

2款2項1目「し尿処理手数料」234万2千円は、当初予測したし尿収集量よりも搬入量が減少しているため減額補正しようとするものでございます。

3款「国庫支出金」及び4款「県支出金」の1目「低所得者保険料軽減負担金」は、低所得者保険料軽減対象者の増により、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議案第11号、「令和4年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして、補正の主な内容をご説明いたします。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ707万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,023万5千円にしようとするものでございます。

初めに、歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページをお開き願います。1款2項1目「介護認定審

査会費」67万3千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、介護認定審査会後期全体会を中止としたことによる、委員報酬などを減額しようとするものです。

同項2目「認定調査等費」613万円は、今年度の実績見込みにより、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査業務委託料を減額しようとするものです。

2款「保険給付費」につきましては、本年度のこれまでの支払額を勘案いたしまして、第8期介護保険事業計画の令和4年度計画値の範囲内で、予算組み替えしようとするもので、同款1項「介護サービス等諸費」につきましては、減額とし、9ページの同款2項1目「介護予防サービス給付費」、同款3項1目「高額介護サービス費」につきましては、それぞれ増額しようとするものです。

11ページをお開き願います。下段となりますが、6款1項1目「償還金」136万6千円は、令和3年度分の国庫支出金等の精算に伴い、返還する経費を増額するものです。

次に歳入の主なものについて、ご説明いたします。

戻っていただき、6ページをお開き願います。1款1項1目「第1号被保険者保険料」292万3千円は、第8期介護保険事業計画の令和4年度介護保険料推計より増額となる見込みから、低所得者保険料の公費負担分を差し引いた額を増額しようとするものでございます。

4款2項1目「調整交付金」現年度調整交付金2,066万1千円は、交付金交付見込額により減額しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。4款2項4目「保険者機能強化推進交付金」、5目「介護保険者努力支援交付金」、6目「介護保険事業費補助金」は、交付金の確定により増額しようとするものでございます。

8款2項1目「低所得者保険料軽減繰入金」332万1千円は、低所得者保険料軽減対象人数の増に伴う、国・県負担金増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議案第12号「令和5年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」について、主な内容をご説明いたします。

一般会計予算書、1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,752万7千円と定めようとするものでございます。

第2条、一時借入金及び第3条、歳出予算の流用については記載のとおり

となります。

初めに、歳入の主な内容をご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書 6 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目「盛岡北部行政事務組合負担金」は 4 億 454 万 5 千円、前年度比較で 4,167 万 1 千円の増を見込んでおります。衛生費経常経費分の増が主な要因でございます。

なお、組合負担金の状況について、別冊の令和 5 年度予算の概要 8、9 ページに構成市町別の内訳を載せておりますので、お目通し願います。

2 款 2 項 1 目「し尿処理手数料」は、1 億 9,545 万 4 千円、前年度比較でマイナス 1,065 万 1 千円の減を見込んでおります。し尿収集量の減が主な要因となっております。

3 款 1 項 1 目「低所得者保険料軽減負担金」、次ページ上段、4 款 1 項 1 目「低所得者保険料軽減負担金」につきましては、介護保険の第 1 号被保険者保険料について、第 1 段階から第 3 段階の軽減に係る国及び県負担分でございます。

次に歳出の主な内容をご説明いたします。9 ページ 10 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目「一般管理費」2,342 万 8 千円は、前年度と比較して 150 万 4 千円の増となっております。デジタル印刷機賃借料や組合駐車場の進入路の段差解消のための舗装工事などが、増の主な要因となっております。

11 ページ、12 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目「清掃総務費」4,569 万 8 千円は、前年度比較で 95 万 7 千円の増となっております。故障により使用不可となっております、中央監視室のエアコン設置工事費などが、増の主な要因となるものでございます。

同款同項 2 目「し尿処理費」4 億 3,447 万円は、し尿処理施設に係る経費が主なものとなっております。前年度と比較して、2,575 万 6 千円の増額を計上するものでございます。

このうち、10 節「需用費」1 億 9,928 万 8 千円は、原油価格高騰に伴う光熱水費の増などで、前年度と比較して、1,925 万 7 千円の増となっております。

12 節「委託料」2 億 3,383 万 9 千円は、管内 7 業者に委託しております、し尿収集運搬委託料と、毎年実施しております 15 業務に加え、3 年毎に実施の、圧力式急速ろ過塔ろ材入替業務、計装設備の点検整備を予定しております。

13 ページをお開き願います。4 款 1 項 1 目「介護保険総務費」、18 節「負担金、補助及び交付金」は、介護保険業務に従事している派遣職員の人件費

負担金として、構成市町に対して交付するものでございます。

27 節「繰出金」は、低所得者に係る介護保険料の公費負担分として介護保険特別会計へ繰出しをするものでございます。

以上で、令和 5 年度、一般会計予算の説明を終わります。

議案第 13 号「令和 5 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」につきまして、主な内容をご説明いたします。介護保険特別会計予算書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72 億 8,592 万 5 千円と定めよとするものでございます。

第 2 条、一時借入金及び第 3 条、歳出予算の流用については記載のとおりとなっております。

初めに、事項別明細書の総括において、令和 5 年度予算の概要をご説明いたします。6 ページをお開き願います。

本年度予算額と前年度予算額と比較いたしまして、5,786 万円の増、率にして 0.8 ポイントの増となっております。

増額となった理由ですが、介護保険給付費の増額が主な要因となっております。そのことから、国庫をはじめとする公費負担や、支払基金からの負担についても、それぞれの負担割合に応じての増額を見込んだ予算となっております。

それでは、歳入の主な内容をご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書、8 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目「第 1 号被保険者保険料」1 節「現年度分保険料」12 億 3,331 万 7 千円は、第 8 期介護保険事業計画の令和 5 年度保険料の推計額、13 億 3,365 万 1 千円から、低所得者に対する公費負担軽減額相当分 1 億 334 万円を差し引いた額を予算計上するものです。

2 款 1 項 1 目「盛岡北部行政事務組合負担金」につきましては、給付費の増加分など、それぞれの負担割合に応じて 10 億 865 万 8 千円とし、前年度当初予算と比較しまして 1,220 万円の増と見込んでおり、構成市町からご負担いただくものでございます。

なお、組合負担金の状況について、別冊の令和 5 年度予算の概要 8、9 ページに構成市町別の内訳を載せておりますので、お目通し願います。

4 款「国庫支出金」から、9 ページの 5 款「支払基金交付金」及び、10 ページ、6 款の「県支出金」につきましては、それぞれの負担割合に応じた額を計上しているものでございます。

10 ページ、下段をご覧ください。

8 款 1 項 1 目「介護給付費準備基金繰入金」につきましては、第 8 期介護保険事業計画で計画いたしました、基金からの取り崩し分 8,200 万円を介護保険特別会計に繰り入れをしようとするものでございます。

11 ページをお開き願います。同款 2 項 1 目「低所得者保険料軽減繰入金」につきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰り入れとなっております。

次に、歳出の主な内容について、ご説明いたします。13 ページ 14 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目「一般管理費」4,951 万円は、介護保険事業運営に係る経常経費が主な経費となっております。前年度と比較して、580 万 8 千円の増となっております。

令和 5 年度は第 9 期介護保険事業計画の策定年度となっておりますことから、事業計画策定業務や制度改正に伴う介護保険システム改修委託料が増の要因となっております。

15 ページをお開き願います。1 款 2 項「介護認定審査費」は、介護認定審査会及び介護認定調査に要する経費でございます。

続きまして、16 ページから 19 ページまでの 2 款「保険給付費」及び 3 款「地域支援事業費」でございます。

保険給付費と地域支援事業費につきましては、第 8 期介護保険事業計画事業費の範囲内で、これまでの給付実績から推計し、それぞれのサービス計画額を計上しております。

19 ページの中段、4 款 1 項 1 目「介護給付費準備基金積立金」は、介護給付費が事業計画で算出された額を下回り、余剰となると見込まれる第 1 号被保険者の保険料分について、基金積み立てをするものでございまして、本年度は、137 万 1 千円を見込んでおります。

以上で、令和 5 年度、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

## 議 長（福士範美君）

以上で、議案第 1 号から議案第 13 号までの内容説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開時間を 15 時 10 分といたします。

（休憩 14 : 53）

（再開 15 : 10）

## ◎議案第1号の質疑、討論及び表決

### 議 長（福士範美君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

この際お願いいたします。本定例会の質疑の方法には、当組合議会 会議規則第26条を適用します。発言にあたっては、挙手のうえ、発言願います。

なお、質疑にあたっては同一の議題について1人3回までとし、1回当たり3点以内とするようご協力をお願いいたします。あわせて、質疑、答弁にあたっては、要点をまとめて、簡潔をお願いいたします。

初めに、議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第1号を採決します。議案第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第1号「令和4年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

## ◎議案第2号の質疑、討論及び表決

### 議 長（福士範美君）

次に、議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第2号を採決します。議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第2号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号の質疑、討論及び表決

議長（福士範美君）

次に、議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第3号を採決します。議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第3号「盛岡北部行政事務組合個人情報保護に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号の質疑、討論及び表決

議長（福士範美君）

次に、議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第4号を採決します。議案第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

これから、議案第4号を採決します。議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第4号「盛岡北部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議長（福士範美君）

次に、議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第5号を採決します。議案第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第5号「盛岡北部行政事務組合職員の降給に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び表決

議長（福士範美君）

次に、議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第6号を採決します。議案第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第6号「盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

次に、議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第7号を採決します。議案第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第7号「盛岡北部行政事務組合の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

次に、議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第8号を採決します。議案第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第8号「盛岡北部行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び表決

議 長（福士範美君）

次に、議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第9号を採決します。議案第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第9号「盛岡北部行政事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の質疑、討論及び表決

##### 議 長（福士範美君）

次に、議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第10号を採決します。議案第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

起立全員であります。よって、議案第10号「令和4年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号の質疑、討論及び表決

##### 議 長（福士範美君）

次に、議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第11号を採決します。議案第11号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 11 号「令和 4 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。再開時間は、15 時 35 分といたします。

(休憩 15 : 23)

(再開 15 : 35)

◎議案第 12 号の質疑、討論及び表決

議 長 (福士範美君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第 12 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番、姉帯春治君。

議 員 (姉帯春治君)

この 5 ページですけども、歳入の方ですけども、これで議会活動が出来るものですか。議会費で。

議 長 (福士範美君)

工藤事務局長。

事務局長(工藤紀之君)

議会費本年度の予算 78 万 2 千円でございます。組合の議会は年 2 回ということでございます。あと全協等が入れば回数が増えることもありますが、この額の範囲内で今までも行っておりましたし、可能だということでの金額にさせていただいております。

議 長 (福士範美君)

10 番、姉帯春治君。

議 員 (姉帯春治君)

報酬はこれで良いと思いますけども、今日もやる懇親会の部分については、2 千円も上がったわけです。ですのでその辺は含まったのかなと思いました

ので、年にすれば1万8千円ですが、そのところはどのような計算で  
なったのかお聞きしたいと思います。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

今回の懇親会費は7千円ということでお願いをしておりました。前回の10  
月開催の時は6千円ということでお願いをしておりまして、現在は食料費  
等々値上がりをしておりまして、こちらとしてはいくらでも安くできないか  
ということで交渉はいたしました。

今回八幡平ハイツさんということで、当組合では八幡平ハイツさんといこ  
いの村さんということで交代交代でやっている、という件がございましたの  
で、今回は八幡平ハイツさんということでお願いをいたしまして交渉した結  
果、どうしてもやはり下げるといことはできないということでございます。

今後次回につきましてはホテルがよろしいのか、ある程度、市役所のホー  
ル等々お借りしてというかたちも考えておりますので来年度は検討してまい  
りたいと思っております。

**議 長（福士範美君）**

10番、姉帯春治君。

**議 員（姉帯春治君）**

そうすると、もし今度やるとすれば、前の値段に戻るといことで議会活  
動もできるということですね。そこはやれますか。

**議 長（福士範美君）**

田村八幡平副市長。

**副管理者（田村泰彦君）**

できる限り議員さんの意向に沿うかたちで進めたいとは思いますが、  
懇親会ということで値上がりの部分については何とかご理解をいただければ  
ありがたいというふうに思います。いずれ、できるだけ金額についてはあま  
り負担にならないようかたちで交渉をして、検討はしていきたいと思いま  
すのでよろしくお願いたします。

**議 長（福士範美君）**

他にありませんか。6番、井上辰男君。

**議 員（井上辰男君）**

予算書ですね、2件あります。

1件目は予算書の12ページの3款2目10節の需用費の件ですけども、ウクライナ侵攻により食料費とかですね、燃料が高騰して市民生活に大打撃を受けておりますけども、公共施設の運用についても重くのしかかっているのは理解しております。それで先程の管理者からですね、諸報告の中でし尿処理費につきましては人口減少で搬入量の減少があるということで、確かに4年度の補正では減額補正でした。それであの伺いますけども、この事業費につきましてはですね、昨年度の予算の6割増となっているわけですけども、この光熱費だけ見ても昨年より2,500万多いわけですけども、算定につきましてはですね、適正なのかどうかその辺の説明を詳しくお願いしたいということと。

もう1件はですね、11ページの2款ですね、上の方なんですけど紙折機11万3千円なんですけども、これは昨年度ではなかった項目ですけども、この紙折機というのはどういったものかをですね、まあ賃借料11万3千円こんなにかかるのかどうかですね、この2件についてお伺いします。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

まず1点目の予算書では12ページでございます。需用費ということで金額的に増えている部分で、まず光熱費についてご説明をしたいと思います。光熱費につきましては高騰しているということはその通りでございます。最初の決算の部分でご説明をして今後の見込みということで予算を立てましたので、その部分につきましてはご説明をいたします。

光熱水費の電気料につきましては、令和2年度は3,600万程でございました。令和3年度は同じく3,700万程ということで4年度の予算、当初予算でございますが4,034万4千円ということで当初予算を組ませていただきました。その後高騰が続きまして、10月の補正時に2,100万程この部分について補正をさせていただきました。ということで4年度の部分については6,200万という予算に現在なっております。4年度につきましては直近でございますが、1月分で3年度が304万程の電気料でございましたが、4年度、今

年度は608万5千円ということでほぼ倍の金額に現在なっております。5年度につきましては当初予算で6,567万1千円ということで4年度よりも、補正後よりも360万程増やしてはおるんですけども、今後増えてくる見込みということで今回その部分の開きがあるということでございます。

いずれ施設につきましてはかなり老朽化もしておりますし、夜間も止めることができないという状況にございますのでご理解をいただきたいと思っております。

あと紙折機の賃借料でございます。こちらにつきましては、5年度新たにリースということで賃借するという予定で5年度の予算を計上しておるものでございます。内容につきましては色々な資料があるんですけども、そちらの方を折ると言うんですかね、特に介護保険等で利用者様の方に通知するものを折って送付するものがございますので、そういった部分での機器になります。

**議 長（福士範美君）**  
6番、井上辰男君。

**議 員（井上辰男君）**

確かに1件目の光熱費につきましてはし尿処理の方の機械の方は、少なくとも止めるというのはですね、いかないからですね、まあ確かに高騰しているんだからかかるんだらうと、そういうふうな理解はしておりますけども。

それと紙折機なんですけども、これからずっと使うと思うんですよ、賃借料が11万3千円ということで、この機械はどれだけ大きいかちょっとよく分かりませんが、購入するとなればどのくらいの金額になるのかですね、もし分かれば参考的にお知らせいただければと思います。

**議 長（福士範美君）**  
工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

紙折機の関係でございしますが、こちらにつきましては5年間のリースということで予算計上させていただいております。購入とリースの比較ということにはなるんですけども、今回はリースということで計上させていただいたものでございます。従いまして購入した場合の金額につきましていくらというのは今手持ちにはございません。

議 長（福士範美君）

他にございせんか。13番、松山宗治君。

議 員（松山宗治君）

13 ページ3 款、衛生費の中の上から5 番目になります。トラックスケール点検整備委託料74 万8 千円とあります。まずこれはどのようなものか、何か所にあるものか、あとどのような点検をされているかを伺いたいと思います。

議 長（福士範美君）

工藤事務局長。

事務局長（工藤紀之君）

トラックスケール点検整備委託料74 万8 千円でございます。こちらにつきましては年に1 回点検ということでのものがございます。車、搬入と言うんですかね、し尿処理の車が来ておる部分の計量計の点検ということになります。内容につきましては。

議 長（福士範美君）

13 番、松山宗治君。

議 員（松山宗治君）

一か所でしょうか。一か所。

議 長（福士範美君）

工藤事務局長。

事務局長（工藤紀之君）

一か所でございます。

議 員（松山宗治君）

何故質問をしたかということですね、トラックスケール、トラックに乗って計るというやつだと思うんですが、実は私自営業で、私自分の家にあるんですけども、私の家にあるのは40 トンスケールと言いまして、まあ何と言いますか、15 トンのトラックが15 トン積んで30 トンくらいになるわけですが、それを計れるというものがあるんですけども、点検検査は法律で決められてまして、2年に1回なんです。2年に1回。でその2年に1回の検査料金が

9万7千円くらい。10万欠けるくらい、なんです。その検査してくれるところの計量センターに私の同級生いるんですけども、法律で決まっているから2年に1回、自動車で言うと車検のようなものなわけです。で、誤差がないのか、狂ってないのか、ていうのを正確に調べてくれるんですけども。

これ一か所にあって74万8千円でいうのは10個分くらいになっちゃうんです。これあまりにも高くないですか。ちょっとおかしいかと思うんですが。

**議 長（福士範美君）**

工藤事務局長。

**事務局長（工藤紀之君）**

まず金額につきましては、こちらは毎年見積をいただいている部分での金額になります。あと点検ということで収集車の台数がかなりうちに入っていますので、その部分の車の台数が多いということで色々点検整備等もかなりかかるということで金額が通常よりは多いのかなというものでございます。

あと計った部分のデータにつきまして転送して事務所の方に、という部分の経費も含まれているということでこの金額になっているものでございます。

**議 長（福士範美君）**

13番、松山宗治君。

**議 員（松山宗治君）**

じゃあ最後に、何回も計るといのはうちも同じでございまして、どの程度が多いとか少ないとか言えなくて分からないんですが、あまりにも金額が大きすぎるので。どこの業者を使われているか定かではないんですが、良かったら私の業者を紹介します。

**議 長（福士範美君）**

他にございせんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、議案第12号を採決します。議案第

12号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第12号「令和5年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号の質疑、討論及び表決

##### 議 長 (福士範美君)

次に、議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これから、議案第13号を採決します。議案第13号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第13号「令和5年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎発議案第1号の提案理由説明

##### 議 長 (福士範美君)

日程第17、発議案第1号「盛岡北部行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番、立花安文君。

##### 副議長 (立花安文君)

発議案第1号、盛岡北部行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の提案理由をご説明いたします。

この議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、盛岡北部行政事務組合議会における個人情報の保護に関する条例を制定しようとするもので、2月14日に開催されました議員全員協議会において協議いたしました結果に基づき提出したものでございます。

まことに勝手ではございますが、議案書本文の朗読は省略させていただきます。

それでは、提案理由でございますが、議案書の 17 ページをお開きください。  
盛岡北部行政事務組合個人情報保護条例の廃止に伴い、盛岡北部行政事務組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

提出者、盛岡北部行政事務組合議会議員、立花、安文、賛成者、盛岡北部行政事務組合議会議員、工藤健一、同じく山崎邦廣、同じく松山宗治、以上でございます。

よろしくご審議いただきまして、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

### ◎発議案第 1 号の質疑、討論及び表決

#### 議 長（福士範美君）

提案理由の説明が終わりました。それでは、これより、発議案第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これから、発議案第 1 号を採決します。発議案第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、発議案第 1 号「盛岡北部行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

### ◎閉会・閉議の宣告

#### 議 長（福士範美君）

以上を持ちまして、本定例会の日程は、すべて終了いたしました。  
本日の会議はこれをもって閉じ、令和 5 年盛岡北部行政事務組合議会、第 1 回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

（閉会 15 : 59）

盛岡北部行政事務組合議会議長

福士 範美

盛岡北部行政事務組合議会議員

齊藤 隆雄

盛岡北部行政事務組合議会議員

工藤 多弘